

平成 2 3 年川西町議会
第 2 回臨時会会議録

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

平成23年川西町議会第2回臨時会会議録（開 会）

招集年月日	平成23年11月28日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成23年11月28日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 嶋田義明 教育次長 山嶋健司 産業建設部長 寺澤伸和 会計管理者 松本雅司 総務部長心得 森田政美 福祉部長心得 下間章兆 水道部長心得 福本哲也 企画財政課長 西村俊哉	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	9番 杉井成行 議員	10番 中嶋正澄 議員

川西町議会第2回臨時会（議事日程）

平成23年11月28日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	議案第47号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開会)

議 長(大植 正君) 皆さん、おはようございます。
これより、平成23年川西町議会第2回臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。
町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。
町長。

町 長(上田直朗君) おはようございます。
本日、川西町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御参集くださいますようお願い申し上げます。
平素は、議員各位には、町政の推進につきましてご尽力いただきご協力賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。
本日提案いたしますのは、平成23年度の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する条例を改正する議案でございます。
よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長(大植 正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 杉井成行君及び10番 中嶋正澄君を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大植 正君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。
これより議事に入ります。
日程第3、議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。
町長。

町 長(上田直朗君) 上程いたしました議案の提案要旨につきまして御説明いたします。
日程第3、議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。
1枚おめくりください。
これは、国の平成23年度人事院勧告に準じまして、本町の一般職の職員の月例給について改定を行うものでございます。
中高年齢層を中心に平均で0.23%引き下げる改定を行い、12月1日から実施しようとするものでございます。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（大植 正君） 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） ただいまの町長の提案どおり今年の人勧に準拠して平均で0.23パーセントの減ということですが、まず本町職員の給与水準の一つの目安になっておりますラスパイレス指数は現状どのあたりにあるのかということと、0.23パーセントの引き下げということで予算に占める影響額は全体で30万程度というふうに聞いておりますが、この内訳はどういうものなのか、それから中高年齢層を中心とする引き下げですが、影響人員はどの程度でているのかということとそれぞれ数値をお示しいただきたいというふうに思います。それから今年の人勧ですが、国もありませんが、自治体レベルでも対応がまちまちです。そのへんで従来から町長は人勧に準拠するという事を申されておりますけれども、影響額からしても幅からしてもほとんどない状況ですので今般は、自治体でいらるところいらわないところまちまちですが、どうして実施するのかその辺の町長の判断どうあるのかということをお伺いいたします。それから公務員全般にわれわれもそうなんです、地域の方々からの厳しい目があります。そう言う点で地域の状況と公務員給料の基準で整合性を保っていくことも一方が必要になりますが、その辺、地域の状況調査をどの程度あたっておられるのか、お示しいただきたいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、内訳と影響人員等につきましては、後ほど総務部長のほうから説明させていただきたいと思います。

今回は額が非常に小さな引き下げ幅だということで改定しないで次においておいたほうがいいのではないかとのございませけれども、やはり私たちのような小さな自治体では状況を調査するという大きな組織がございませぬので人事院勧告に基づいてやっていくことが一番基本にしてやってきておりますし、またこれからもそういうことが、そういう形でいくのがいいのではないかなというふうに思っております。そうしたところからこれからは人事院が出しました部分につきましては充分におっていくと申しますかそれに準じていくことが次の混乱を招かないかたちのうえで大変大切ではないのかなというふうに思っております。毎回申し上げておりますが、人事院勧告に基づいていきたいというふうに思っております。

それから状況調査ですが、私たちのような小さい組織、地域の中で調査がどれだけ我々の給与と比較ができるのか、十分な調査ができない部分もございませぬのでそういったことも含めまして全国の調査をしております人事院の勧告に基づいていくわけがございませぬ。ご理解いただきたいと思います。

議長（大植 正君） 森田総務部長。

総務部長心得（森田政美君） 今回の人事院勧告実施による影響額は30万4880円。影響人数は32人です。本年、国については特例法案により人勧含みで7.8パーセントの減額を検討しています。本町におきましては、これまで国の勧告

に準拠してまいりました。今回凍結した場合次の勧告による影響が大きいと判断し、本年も国の勧告に準拠することにいたしました。ただし、今回の勧告については賞与の率の変更がないため、4月までの遡及は行わないこととしました。平成23年4月1日現在の本町のラスパイレス指数は93.7パーセントであります。22年は91.7パーセントであり、若干改善いたしました。これは給料表の適用の改正によるものです。ちなみに県内の町村のラス指数は91.8パーセントです。以上です。

議長（大植 正君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） 給料の改定の際の町長とのやり取りの中でのラスパイレス指数は一つの基準ですし、できるだけラスを100に近づけていく方向での町長の意向もこれまではお聞かせいただいておりますのでそういう点で今部長からの説明のとおり給与の区分をちょっといらわれたということで全体としては上がってくれる。ただ全国の町村平均でいきますと95前後を占めています。奈良県ベースでは91ぐらいですのうちは、そのくらいで奈良県平均からちょっと改善されたということでございます。それでも全国平均からするとまだ状況としてはそのくらいのところにあるわけですから、そういう点では給与改定がやっぱり自治体の長として一つの意図した政策的な観点を踏まえた試みをもっていくべきではないかというふうに思います。いずれにしても去年も一昨年も基本は人勧準拠ということで引き下げが実施されました。予算額で言うと1千万とか2千万とか一定の大きな影響がでていましたし、それは町長自信、政策的に財源を工面するという意図から給与をいらうということではなく、人勧準拠の結果でてきたということですので仮に給与が引き上がった場合、新たな予算を工面しなければならないという問題になってくるんですけれども、いずれにしても町長の意図とは関係なく人勧に基づいてやりますと予算もいろていくという形になりますから、逆に言えば意図してやったとしても予算はいらえるということになる問題だと私は考えるところであります。その辺政策的な意図をきちんと持って自治体の長として執行にあたるべきというふうに考えますが、その辺、町長はどうお考えになっているかお聞きしたいと思います。それからもう一点、我々も常勤の特別職もそうですが、やっぱり住民の皆様のご感情も考慮に入れるべき、これは避けられないというふうに思います。この辺、なかなか調査機構等も設けにくいということで、また給与水準を比較する場合、規模が小さい地域ですからそのへんは、基準とするのがどうかということから全国調査の基準がある人勧に基づいていると先程の町長のお話でしたが、いずれにしても住民の皆様のおかれている状況とかそこから派生する皆様の思い、感情、こういうことが皆さんによってたつ我々地方自治体でありますからそういう点では十分に考慮することが必要だと思います。そのための術、これをどうするか、この辺は何も給料の調査だけにはいきませんが、自治体としては備えておくべきだと思いますのでその術をどうお考えになるか、この2点についてご所見をお伺いいたします。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） 給与のアップダウンについてどういう思いかということでございますけれども、先程も申し上げておりますとおり、川西町の規模から申し

まして人事院勧告に基づいていくことがいちばん基本だと思います。それが大きく上がったり、あるいは大きく下がったりした場合には、考えていかなければならないと思いますし、特に上がる場合には財源も含めて検討していかなければならないので、その時にはやはり給料が上がるということは逆に言いますと経済が活発化してきてある程度町の税収も法人税も含めて増えてくる要素も出てくると思いますので、財源とも充分にかみ合わせて考えながらやっていくことが大切であると思っております。そういう形で進めていきたいと思っております。また、町内の皆様方の感情とそれぞれ職員給与また我々の給与も含めましてどういうふうに整合性を保っていくということを住民の皆様にも充分理解していただくような説明をし、理解を求めていくことが大切であります。ただ感情だけで物事を理解されるということ、これは考えてもらわなければならないことで職務内容、職員の状況も含めて理解をしていただく、そしてその中で運営していくということが大切でございまして、これからもそういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（大植 正君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、今般提案の議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。態度表明は反対の立場からのものであります。

職員給与の引き下げは、何が何でも反対と言う立場をとるつもりはありませんが、給与改定を手掛ける場合、状況を見極める一つの基準として、ラスパイレス指数による市町村同士の給与状況の比較は当然考慮すべき物と考えますし、地域住民の収入状況も一定考慮すべき物と心得ます。また、それらを勘案して上で公務員の給与水準が果たす全体への影響等も当然考慮すべき物と心得ます。

町長ご自身、職員給与の基準をどうするべきかと言うことに関しては、これまで町長と二十年近く一緒にこの場で議論を繰り返してきましたが、基本は、人権準拠がその基準であって、引きあがったときは上げるし、引き下がったときは、下げると言う事であって、これを基準において、そこには自身の政策や意図は特にも持たれていない物とされているように感じています。

確かにそれも一つの基準には変わりありませんが、自治体機能を存分に発揮し、住民の皆様方の思いに依拠して事を進めていく上で決定的になるのは、何をさておいても職員自身がまさに全体の奉仕者としての本分を全うし、憲法と法律を忠実に遵守し、かつ精通し、地方自治の本旨を旨として職務に励む事であります。

これらを進めていく上で、給与の水準がどうあるべきかは重要な要素を占める事は当然でありまして、決しておろそかにはできません。

その意味で言えば、自治体の長として成すべきは、最初に触れましたようにラスパイレス指数の状況や住民の収入状況の把握に努め、実情に応じた水準となる

ように努力する事が意図として求められている問題と心得ます。この点では、この間、給与体系の区分の変更を実施して事からラスの指数2ポイント程引きあがり、一定の改善がなされています。これは、町長としてもこれまでの私との議論でも一定努力する旨を申されていましたが、その意に添った取り組みの現われと感じています。

また、今般の人勧においては、もちろん準拠し実施する自治体も有りますが、実施しない自治体もありますので取り組みが分かれています。さらには、質疑を通じて明らかなように、影響を受ける人員が約半分以下。予算に占める影響額は30万円程の減ということですから、ほとんど影響が無いのと同じでありますから、そういう点では、次の改定を待っても支障は無い物と考えます。

何れにしましても、大事な事は、本町職員自身が公務員の本分を存分に発揮し、住民の意に添い願いに応える身近で役立つ川西町として、きめ細かな施策に取り組めるようその条件整備を整える事であって、そこに、自治体の長としての意図をしっかりと持った政策、取り組みを進められん事を求めまして、今般の一般職の職員の給与条例の一部改正には反対するものであります。

議長（大植 正君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀 格君。

2番議員（堀 格君） 2番 堀でございます。よろしくお願いたします。本議案に賛成の立場で申し上げたいと思います。現在の我が国の情勢を見ますと、東日本大震災の被災地を一日も早く復興させねばならないわけでありまして。当然ながらそのために多くの財政支出が必要になってきております。もともと財政の厳しい中でありまして政府におきましてもその財源の捻出に非常に苦労しているわけでありまして。かかる状況下でありまして政府は公務員の給与につきまして人事院勧告を超えて大きく下げることが検討しているようでありまして。こういう状況下でありますからまず人事院勧告があつて、それをうけまして県の指導もあるわけですから給与を下げるということは職員のモラルの面から申しますと決して望ましいこととは思いませんが、この度はこの議案をすっきり成立させることが一番妥当であると考えます。したがいまして本議案に賛成するものであります。以上でございます。

議長（大植 正君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大植 正君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第47号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（大植 正君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。
提出いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、議決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。
議員各位には、今後も町政の推進のために御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

議 長（大植 正君） これをもちまして、平成23年川西町議会第2回臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。
(午前10時22分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年11月28日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)			
議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第47号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11月28日	原案可決